

「群馬県河川整備計画審査会」の名称変更について

1. 内容

「群馬県河川整備計画審査会」に関する要領・規定を変更し、名称を「群馬県河川整備計画懇談会」とする。

2. 今回の経緯

(1) 「附属機関」と「附属機関に類するもの」

群馬県には、県政に県民の意見を反映させる機関として、「附属機関」と「附属機関に類するもの」がある。

● 「附属機関」

行政執行等に必要となる調停、審査、諮問または調査を行うため、法律または条例に基づき設置されるもの

例：群馬県建築審査会（建築基準法）、群馬県景観審議会（群馬県景観条例）

● 「附属機関に類するもの」

法律または条例によらず、規則、要綱、要領等に基づき設置されるもの

例：群馬県河川整備計画審査会*（群馬県河川整備計画審査会設置要領）

※同審査会は、河川法第16条の二第3項の趣旨に基づき設置されたものであるが、同項では、「学識経験者への意見聴取」については定められているが、そのための「会議」を設置することについての定めはない。

よって、同審査会は「附属機関に類するもの」に分類される。

【参考】河川法16条の二第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(2) 「附属機関の設置及び運営方針」の改正

これまで本県には、「附属機関」の設置運営に関する規定（附属機関の設置及び運営方針）はあったものの、「附属機関に類するもの」に関する規定はなく、その取り扱いが明確でなかった。

このため、県では令和3年10月に「附属機関の設置及び運営方針」を改正し、この中で「附属機関に類するもの」に関する規定を定めた。

(3) 「附属機関に類するもの」に関する主な規定

① 「附属機関に類するもの」を「懇談会等」として定義

② 名称、設置目的及び活動内容等に「調停」、「審査」、「諮問」、「審議」、「調査」等、「附属機関」と誤って受け取られるような表現を用いないこと

③ 聴取した意見には、「報告書」、「答申書」、「建議書」、「意見書」等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないこと

④ 議事手続（議決方法及び定足数）は定めないこと

群馬県河川整備計画懇談会設置要領

(名称)

第1条 本会は、「群馬県河川整備計画懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、河川管理者である群馬県知事（以下「知事」という。）が河川整備計画の案を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長は、懇談会秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、群馬県土整備部河川課長が召集するものとする。

2 委員の代理出席は認めない。

3 会長は、必要と認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め意見及び、説明を聞くことができる。

(公開)

第7条 懇談会は原則公開とする。ただし、会議の議事内容によっては、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、群馬県土整備部河川課に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第5条3項に基づき会長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、会長が懇談会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成12年11月24日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

群馬県河川整備計画懇談会公開規定

2 事務局は、会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、HPにて公表するものとする。

(その他)

第7条 この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、懇談会で定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この規定は、令和4年3月18日から施行する。

(目的)

第1条 この規定は、群馬県河川整備計画懇談会（以下「懇談会」という。）設置要領第7条の条項に基づき、懇談会の公開の方法を定めるものである。

(会議の公開)

第2条 会長は、会議において取扱う情報が、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は懇談会の委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を持って、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(懇談会開催の周知)

第3条 懇談会の開催が決定した場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに群馬県河川課ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(懇談会の傍聴)

第4条 懇談会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配付)

第5条 懇談会で委員に配布される資料は、懇談会の場で傍聴人に配布する。ただし、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある資料や、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものは、配布しないものとする。

(資料等の公開)

第6条 懇談会で委員に配布された資料は、HPにて公表する。ただし、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある資料や、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものは、公表しないものとする。

群馬県河川整備計画懇談会傍聴規定

(退場等の措置)

第5条 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退場を命じることができる。
（その他）
この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、懇談会を行うよう命じることができる。

(目的)
第1条 この規定は、群馬県河川整備計画懇談会（以下「懇談会」という。）公開規定第4条の条項に基づき、懇談会の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は、傍聴人受付を設置し、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて、住所、氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、懇談会開始予定時刻の30分前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。また、懇談会場を移動する際は、傍聴人は各自移動する。

(懇談会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 懇談会の撮影、録画をしてはならない。
（ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。）
- ② 懇談会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ピラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか、懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

附則
この規定は、平成28年10月28日から施行する。

附則
この規定は、令和4年3月18日から施行する。

群馬県河川整備計画審査懇談会設置要領

- (名称)
第1条 本会は、「群馬県河川整備計画**審査懇談会**」(以下「**審査懇談会**」
という。)と称する。
- (目的)
第2条 本**審査懇談会**は、河川管理者である群馬県知事(以下「知事」とい
う。)が河川整備計画の案を作成するにあたり、河川法第16条の2
第3項の趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く
場として設置するものである。
- (組織)
第3条 **審査懇談会**の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱す
る。
- (任期)
第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠
の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)
第5条 **審査懇談会**に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこ
れを定める。
- 2 会長は、**審査懇談会**を代表し、**審査懇談会**の円滑な運営と進行を総
括する。
- 3 会長は、**審査懇談会**秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずる
ことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠
けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

- 第6条 **審査懇談会**の会議は、群馬県土整備部河川課長が召集するものと
する。
- 2 委員の代理出席は認めない。
- 3 会長は、必要と認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め
意見及び、説明を聞くことができる。

(公開)

- 第7条 **審査懇談会**は原則公開とする。ただし、会議の**審査議事**内容によっ
ては、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

- 第8条 **審査懇談会**の事務局は、群馬県土整備部河川課に置く。
- 2 事務局は、**審査懇談会**運営に係る庶務を処理する。
- 3 事務局は、第5条3項に基づく会長の指示により、必要な措置を講
ずるものとする。

(雑則)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、**審査懇談会**の運営に関し必要な事項
については、会長が**審査懇談会**に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成12年11月24日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

赤見え消し版

群馬県河川整備計画審査懇談会公開規定

(目的)

第1条 この規定は、群馬県河川整備計画審査懇談会（以下「**審査懇談会**」
という。）設置要領第7条の条項に基づき、**審査懇談会**の公開の方法
を定めるものである。

(会議の公開)

第2条 会長は、会議において取扱う情報が、群馬県情報公開条例（平成
12年群馬県条例第83号）第14条各号のいずれかにか該当すると認
めるとき、又は**審査懇談会**の委員からその旨の指摘があったときは、
会議に諮り、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を
持って、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(**審査懇談会**開催の周知)

第3条 **審査懇談会**の開催が決定した場合、その開催日時、場所、傍聴手続
等について速やかに群馬県河川課ホームページ（以下「HP」とい
う。）により一般に周知する。

(**審査懇談会**の傍聴)

第4条 **審査懇談会**の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるも
のとする。

(資料の配付)

第5条 **審査懇談会**で委員に配布される資料は、**審査懇談会**の場で傍聴人に
配布する。ただし、~~審査、検討又は協議に関する情報であつて~~公にす
ることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある資料
や、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でない
ものは、配布しないものとする。

(資料等の公開)

第6条 **審査懇談会**で委員に配布された資料は、HPにて公表する。ただし、
~~公表審査、検討又は協議に関する情報であつて~~公にすることにより、
不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある資料や、貴重種の存
在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものは、公表し
ないものとする。

2 事務局は、会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、
HPにて公表するものとする。

(その他)

第7条 この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、**審査懇
談会**で定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この規定は、令和4年3月18日から施行する。

赤見え消し版

群馬県河川整備計画審査懇談会傍聴規定

(目的)

第1条 この規定は、群馬県河川整備計画審査懇談会（以下「~~審査~~懇談会」という。）公開規定第4条の条項に基づき、~~審査~~懇談会の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は、傍聴人受付を設置し、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて、住所、氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、~~審査~~懇談会開始予定時刻の30分前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。また、~~審査~~懇談会場を移動する際は、傍聴人は各自移動する。

(~~審査~~懇談会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① ~~審査~~懇談会の撮影、録画をしてはならない。
(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② ~~審査~~懇談会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。

⑨ 前項のほか、~~審査~~懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に~~審査~~懇談会会場よりの退場を命じることができる。また、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、~~審査~~懇談会で定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この規定は、令和4年3月18日から施行する。